

平成 28 年（2016 年）1 月 15 日  
 健康福祉部 障がい者支援課 社会生活係  
 （課長）岸田守（担当）増尾和久、伊藤学  
 電話：026-235-7108（直通）  
 026-232-0111（代表）内線 2396  
 FAX：026-234-2369  
 E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

資料 3

## 障がいを理由とする差別を解消するための「職員対応要領」について

- 1 障害者差別解消法（平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行、以下「法」という。）における規定

### 差別を解消するための措置

行為主体	条文	不当な差別的取扱い 例：障がいを理由に窓口対応を拒否する。	合理的配慮 例：求めに応じて行う筆談や読み上げなどの配慮
行政機関等 (国・地方公共団体等)	第 7 条	禁止	義務
事業者	第 8 条	禁止	努力義務

### ＜行政機関等が講ずべき具体的な対応＞

項目	条文	策定者	法的義務
基本方針（平成 27 年 2 月 24 日策定）	第 6 条	政府	義務
国等職員対応要領	第 9 条	国の行政機関の長等	義務
地方公共団体等職員対応要領	第 10 条	地方公共団体の機関及び地方独立行政法人	努力義務
事業者のための対応指針	第 11 条	主務大臣	義務

職員対応要領は、法第 10 条の規定により障がいを理由とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるものとして策定する。

- 2 職員対応要領の作成経過

年月	関係事項の経過
H25. 6	法公布
H27. 2	法第 6 条に基づく「基本方針」が政府により策定、発出
H27. 8	職員対応要領(検討案)について、障がい者施策推進協議会に提示、意見聴取
H27. 9～10	職員対応要領(検討案)について庁内各課及び障がい者団体に提示、意見徴取
H28. 1	部局長会議に報告、公表予定

- 3 本要領の位置付け

総則的な服務規程を補完する個別分野の規程については、所管部局が定めていることから、服務規程を補完する個別分野の規程として、健康福祉部が定めるものとする。

- 4 今後の予定

- (1) 市町村担当者研修会 平成 28 年 1 月 29 日(金) 松本市内  
 (2) 県職員向け研修会 平成 28 年 2 月 1 日～3 月 22 日に 11 か所で 12 回開催（主に 2 月上旬）

## 職員対応要領の概要

### 第1 趣旨（P4）

長野県の事務又は事業を行うに当たり、障がい理由とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本的事項を定める。

#### 1 対象職員

知事部局に属する職員

#### 2 法が定める障がい理由とする差別の禁止

不当な差別的取扱い・必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)(法第7条)

### 第2 障がい理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方（P5～P10）

職員は、障がい理由とした不当な差別的取扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、社会的障壁※の除去について合理的配慮を適切に行う。

※社会的障壁：障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

#### 1 法が対象とする障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）のある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

#### 2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

##### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止する。

##### (2) 不当な差別的取扱いの例

視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。等

#### 3 合理的配慮の基本的な考え方

##### (1) 合理的配慮

事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組である。

##### (2) 合理的配慮の例

建物に入るに当たり車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。又は、建物入口の段差を解消する携帯スロープを設置する。等

### 第3 理解の促進のための研修（P11）

差別を解消するための基本的な考え方に関する職員研修等を受講する。

### 第4 障がい理由とする差別に関する相談体制の整備（P11）

所属毎に職員が相談に応じ、所属で情報を共有し組織で対応する。

障がい者支援課は所属からの相談に応じるとともに、必要に応じ所属と相談者の調整を行う。

### 第5 障がいのある人の立場に立った施策の推進（P11）

職員は、常に障がいのある人の立場に立ち、共生社会の実現に向け施策推進に取り組む。

### 資料編（P12～P30）

- 差別解消に向けた流れ（障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、職員対応要領）
- 障がいのある人への配慮のチェックリスト 等